

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和 5 年 3 月 10 日

鶴岡市長 皆 川 治

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

別紙の通り（ 3 1 地区）

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 10 日

### 3. プラン修正理由

別紙の通り

### 4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

別紙の通り

### 5. 地域農業の将来のあり方

別紙の通り

### 6. 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

別紙の通り

令和4年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】							担い手の確保状況	5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者					一般農業者
1	文下	R5.3.10	<p>・5. 今後の地域農業のあり方の変更 削除3項目、追加1項目(削除1)営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。(削除2)新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営技術の修得をともに目指す。</p> <p>(削除3)中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。</p> <p>(追加1)農業者と新規就農者と連携し、労働力調整とともに生産技術や経営技術の習得をともに目指す。</p>	(15)	(15)	(0)	(0)	(15)	(10)	(2)	(3)	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	<p>・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</p> <p>(削除)・営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。</p> <p>(削除)・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営技術の修得をともに目指す。</p> <p>(削除)・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。</p> <p>(追加)・農業者と新規就農者と連携し、労働力調整とともに生産技術や経営技術の習得をともに目指す。</p>	<p>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</p>
2	下小中	R5.3.10	<p>・中心経営体の属性変更 4人</p>	(26)	(25)	(1)	(0)	(26)	(19)	(0)	(7)	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圖を解消する	<p>・規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。</p> <p>・農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。</p> <p>・稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。</p> <p>・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。</p>	<p>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</p> <p>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</p>

令和4年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	上町	R5.3.10	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(14) 14	(11) 11	(3) 3	(0) 0	(14) 14	(13) 13	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・規模拡大農業者に農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
2	下町	R5.3.10	・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の属性の変更 1人	(14) 13	(14) 13	(0) 0	(0) 0	(14) 13	(11) 11	(0) 0	(3) 2	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
3	古郡	R5.3.10	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(9) 10	(9) 10	(0) 0	(0) 0	(9) 10	(7) 8	(0) 0	(2) 2	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者に農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・水稲の有機栽培・特別栽培は引き続き取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく ・飼料用米もまとまって取り組んでいく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
4	三和	R5.3.10	・中心経営体の経営面積変更 2人 ・貸付意向農地の追加 2人	(13) 13	(12) 12	(1) 1	(0) 0	(13) 13	(11) 11	(0) 0	(2) 2	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・農業生産法人や規模拡大農家、新規就農者へ農地を集積し、耕作放棄地をなくし生産費のコストダウンを図る ・新技術等を取り入れ、高品質、高収量を目指すとともに、農作物の6次産業化、高付加価値農業を展開する	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
5	添川	R5.3.10	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(18) 19	(18) 18	(0) 1	(0) 0	(18) 19	(14) 15	(0) 0	(4) 4	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・新規就農者を促進する ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・特別栽培等に取り組み高付加価値化を図る	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和4年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
6	千原	R5.3.10	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(6) 7	(6) 6	(0) 1	(0) 0	(6) 7	(6) 7	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・堆肥など施肥基準を統一し、高付加価値なこだわりの米を地域ブランド米として販売していきたい ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
7	下川尻	R5.3.10	・中心経営体の削除 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(6) 5	(4) 3	(2) 2	(0) 0	(6) 5	(4) 4	(0) 0	(2) 1	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
8	八色木	R5.3.10	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 2人	(20) 21	(17) 17	(3) 4	(0) 0	(20) 21	(15) 16	(0) 0	(5) 5	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・畜産農家と連携し、飼料米栽培に取り組む	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
9	豊栄	R5.3.10	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(9) 10	(8) 8	(1) 2	(0) 0	(9) 10	(8) 9	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・計画的に農地集積を進めながら、中心となる経営体の生産性の向上を図っていく ・複合化にも積極的に取り組んでいく ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
10	小中島	R5.3.10	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 2人	(11) 12	(6) 6	(5) 6	(0) 0	(11) 12	(10) 11	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく ・6次産業化に取り組む	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和4年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
11	東渡前	R5.3.10	・貸付意向農地の追加 6人	(8) 8	(5) 5	(3) 3	(0) 0	(8) 8	(5) 5	(0) 0	(3) 3	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化されている。	・地域で転作物のブロックローテーション化に取り組み、生産性の向上を図る ・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
12	砂塚	R5.3.10	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 2人	(7) 8	(7) 7	(0) 1	(0) 0	(7) 8	(3) 4	(0) 0	(4) 4	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
13	上藤島	R5.3.10	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(6) 7	(6) 6	(0) 1	(0) 0	(6) 7	(4) 5	(0) 0	(2) 2	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者や新規就農者は農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・新規就農を促進していく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
14	新屋敷	R5.3.10	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(7) 8	(7) 7	(0) 1	(0) 0	(7) 8	(7) 8	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化されている。	・規模拡大する農業者やこれから地域を担っていく後継者へ農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・後継者(新規就農者)同士で連携し、生産技術や経営技術の習得をともに目指す ・水稲の特別栽培は引き続き取り組んでいき、高付加価値を実践していく。また他の作物においても付加価値農業を展開していく ・大豆を中心として複合化経営に取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく ・集落(近隣)の畜産農家へ引き続き飼料作物を提供していく ・直播栽培にも引き続き取り組み、低コスト化に努める	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
15	下平形	R5.3.10	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 3人	(5) 5	(5) 5	(0) 0	(0) 0	(5) 5	(4) 4	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化されている。	・規模拡大農業者や新規就農者は農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・新規就農を促進していく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和4年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
16	幕野内	R5.3.10	・貸付意向農地の追加 2人	(7) 7	(3) 3	(4) 4	(0) 0	(7) 7	(6) 6	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯副を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
17	大半田	R5.3.10	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(8) 9	(8) 9	(0) 0	(0) 0	(8) 9	(7) 7	(0) 0	(1) 2	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・新規就農を促進する ・野菜・花の高付加価値化を目指す ・先に立つ人が育ててくれれば、集落営農を目指すことも考えられる ・今後は離農する人、規模拡大する人の2極化が進むと考えられる	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯副を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和4年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
1	中川代	R5.3.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 3人</li> <li>貸付意向農地の追加 5人</li> </ul>	(23) 22	(22) 21	(1) 1	(0) 0	(23) 22	(18) 17	(2) 2	(3) 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積、集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>耕作放棄地を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>水稲を中心としながら、畑作との複合経営の安定化を図る。</li> <li>耕作放棄地の利用を拡大し、月山麓の畑地の活用を図る。</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>中山間地域の耕作放棄地を活用し付加価値農業を展開する。</li> <li>地域の中心となる経営体と新規就農者が連携し、労働力、生産技術、経営管理技術などお互いに不得意分野を教えあう。</li> <li>中心となる経営体、その他の農家、新規就農者が協力し産直などの6次産業化を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
2	玉川・清水	R5.3.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(11) 10	(11) 10	(0) 0	(0) 0	(11) 10	(9) 9	(0) 0	(2) 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積、集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>耕作放棄地を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>農業者同士で連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。</li> <li>中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
3	月山ろく11-3団地	R5.3.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積変更 2人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(42) 42	(37) 37	(5) 5	(0) 0	(42) 42	(38) 38	(2) 2	(2) 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではないため、話し合い活動等により若手農業者への農地の集積・集約化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輪作体系の推進を図るため、受け皿となる組織化等を検討する。</li> <li>観光農業や小麦など各種農産物の「月山高原ブランド」化も視野に入れ、将来の農地利用のあり方を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>月山ろく11-3団地の地域農業のあり方を推進する体制整備に取り組む。</li> <li>出羽三山・月山高原・松ヶ岡等と連携し、景観も活用した観光農業に取り組む。</li> <li>地域内畜産農家と連携した循環型農業を推進し、高品質な農作物の栽培に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地中間管理機構を活用した農地流動化に取り組む。</li> </ul>

令和4年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(楡引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規農業者				
1	板井川	R5.3.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> </ul>	(15)	(15)	(0)	(0)	(15)	(13)	(0)	(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>果樹・花卉・野菜の高付加価値農産物の生産に取組み、複合経営の確立をする</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る</li> <li>中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付け、繁忙期に作業支援等の役割を担うほか、新規就農者には知見を活かした技術的指導や助言を行う</li> <li>中心となる経営体5名(刈取面積28ha)と2名(刈取面積15ha)の水稲刈取機械共同利用組合は、規模拡大と償却に伴い定期的に機械の更新を図る</li> <li>大豆は転作作目の基幹として毎年作付が増加しており、大豆生産組合による播種から刈取までの共同作業により低コスト化を図っている。今後は栽培管理に、多機能作業機を導入して、高品質と多収穫を目指す</li> <li>中心となる経営体のうち水稲自家乾燥・調整する7名は、規模拡大と償却に伴い定期的に機械の更新を図る</li> <li>果樹との複合経営をめざす中心となる経営体は、規模拡大と作業の効率化を図るため防除機・高所作業車等を導入する</li> <li>担い手1名が経営を承継する。後継者が新規就農(継承型)の青年新規就農給付金を申請をし、H.28年4月よりハウスでのミニトマトの栽培に取組、所得200万を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>
2	丸岡	R5.3.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積変更 2人</li> <li>今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(10)	(10)	(0)	(0)	(10)	(8)	(0)	(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではない</li> <li>担い手の集積・集約化する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心となる経営体は、受け皿となれる条件整備を促進する</li> <li>新規就農者への農地の集積も必要であり、現存施設の有効利用、中心となる経営体へ農地を提供した農業者から、水利管理などへの参加を求め、集落内での絆を維持する</li> <li>作業の効率化を目的とする農地の交換等は、所有者の理解を得ながら、可能なところは検討する</li> <li>地域の農業者の意向調査を基にした現状把握であり、今後の社会の変化に伴い随時見なおすものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>



令和4年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(櫛引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規農業者	一般農業者				
3	黒川上	R5.3.10	・中心経営体の経営面積変更 2人	(21) 21	(20) 20	(1) 1	(0) 0	(21) 21	(15) 15	(1) 1	(5) 5	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・営農組合又は作業受託組織は、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開 ・新規就農者同士が連携し、生産技術や経営技術の修得をともに目指す ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、補完的農業従事者として地域に関わる	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
4	黒川中	R5.3.10	・中心経営体の削除 2人 ・中心経営体の経営面積変更 2人	(16) 14	(15) 13	(1) 1	(0) 0	(16) 14	(9) 8	(0) 0	(7) 6	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者へ農地を集積し、コストダウンを図る ・水稲・野菜・果樹等の複合化経営を図る ・小規模農家が集約して法人化を目指す	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
5	黒川下	R5.3.10	・中心経営体の経営面積変更 2人	(27) 27	(24) 24	(3) 3	(0) 0	(27) 27	(23) 23	(1) 1	(3) 3	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積を行い、生産費のコストダウンを図る	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
6	梳代	R5.3.10	・耕地面積の変更 非農地判断 △0.06ha ・中心経営体の経営面積変更 1人	(20) 20	(18) 18	(2) 2	(0) 0	(20) 20	(17) 17	(0) 0	(3) 3	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・中心的経営体への農地の集積と生産費のコストダウンを図る ・地域の特性(きれいな水、中山間)を生かした作物の栽培と生産技術、経営手腕の向上を図り、高付加価値農業を目指す ・その他の農業者は、中心的経営体と連携して地域の財産(農業用道水路)の維持管理に協力するなど、補完的農業従事者として地域に関わる	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
7	田代	R5.3.10	・耕地面積の変更 非農地判断 △0.20ha ・中心経営体の経営面積変更 2人 ・今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 2人	(42) 42	(39) 39	(3) 3	(0) 0	(42) 42	(31) 31	(0) 0	(11) 11	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・水稲を中心に複合経営を進める ・農業機械の共同購入、共同所有をし、稼働率向上を計り経営改善に努め経費の削減を図る ・集落内の認定就農者が中心となって、利用集積・作業受託を推進する	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和4年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(櫛引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
8	馬渡	R5.3.10	・中心経営体の経営面積変更 2人	(21) 21	(19) 19	(2) 2	(0) 0	(21) 21	(17) 17	(0) 0	(4) 4	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する ・馬渡生産組合、農業委員が中心となって、農地の利用集積に向けた調整を進める ・集落内の認定農業者が中心となって、利用集積・作業受託を推進する ・特別栽培米の生産拡大に取組み、付加価値の向上に努める ・ヘリコプター防除の効率的利用やカントリーエレベーターの利用促進を図り、米の生産コストの低減を図る	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	

令和4年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(温海地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
1	温海地域	R5.3.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後中心経営体が引受意向のある耕作面積変更 4人</li> <li>中心経営体の属性の変更 6人</li> </ul>	(42)	(38)	(4)	(0)	(42)	(25)	(1)	(16)	担い手はいるが十分でない。 ・担い手に集積・集約化する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 ・耕作放棄地を解消する。	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方 ・温海地域は山間地が多いため、条件のよい農地については、規模拡大志向の農業者や新規就農者へ農地を集積する。 ・認定農業者や(農)かすみ等を優先して集積させ、集約できない農地はあつみ農地保全組合と協議する。	・農地中間管理機構を活用した農地集積・集約を推進する。
				42	38	4	0	42	19	1	22				